

2025年3月
株式会社小田急箱根

旅客営業規則改定のお知らせ

小田急箱根（本社：神奈川県小田原市）では、下記のとおり、鉄道線及び鋼索線の旅客営業規則を改定しますので、お知らせいたします。

記

1 施行日

2025年4月1日(火) 初電より

2 改定内容

新旧対照表（次葉以降を参照）のとおり

以 上

改 定	現 行
(前 略) (払い戻し等について特約した乗車券類の発売) 第 2 3 条の 2 当社が業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払い戻し・乗車変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券を発売することがある。 (中 略) (割引乗車券等の不正使用等の取扱い) 第 2 4 条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は、通学定期乗車券もしくは通学証明書を使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、この使用資格者に対してこれらの乗車券の発売を停止することがある。 (中 略) (不乗区間に対する取扱い) 第 1 5 0 条 旅客は、第 1 4 8 条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。 (中 略) (乗車券が前途無効となる場合) 第 1 6 5 条 乗車券（往復乗車券又は回数乗車券については、その使用する券片）は、次の各号の 1 に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。 (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。 (2) 旅客が第 3 1 2 条の取扱いを受けたとき。 (3) 鉄道営業法（明治 3 0 年法律第 6 5 号）第 4 2 条の規定によって車外に退去させられたとき。 (中 略) (乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間) 第 2 4 6 条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間からすでに経過した日数（取扱いの当日は含めない）を差引いた残余の日数とする。ただし、乗車券類変更の取扱いをする場合は、第 1 5 4 条に規定する日数とする。 (中 略) (手回り品及び持込禁制品) 第 3 0 7 条 旅客は第 3 0 8 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。 (1) 別表第 2 号にあげるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの。 (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く） (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用する恐れがないと認められるもの及び懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。） (4) 死体 (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな類及び魚介類で容器に入れたもの、第 3 0 8 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬又は同条第 4 項に規定する小動物を除く。） (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。 (7) 車両を破損する恐れがあるもの。 2 前項ただし書第 1 号又は第 2 号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保	(前 略) (払い戻し等について特約した乗車券類の発売) 第 2 3 条の 2 当社が業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払い戻し・乗車変更の取扱について、特別の約束をして乗車券を発売することがある。 (中 略) (割引乗車券等の不正使用等の取扱) 第 2 4 条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は、通学定期乗車券もしくは通学証明書を使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、この使用資格者に対してこれらの乗車券の発売を停止することがある。 (中 略) (不乗区間に対する取扱) 第 1 5 0 条 旅客は、第 1 4 8 条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。 (中 略) (乗車券が前途無効となる場合) 第 1 6 5 条 乗車券（往復乗車券又は回数乗車券については、その使用する券片）は、次の各号の 1 に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。 (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。 (2) 旅客が第 3 1 2 条の取扱を受けたとき。 (3) 鉄道営業法（明治 3 0 年法律第 6 5 号）第 4 2 条の規定によって車外に退去させられたとき。 (中 略) (乗車変更の取扱をした場合の乗車券の有効期間) 第 2 4 6 条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間からすでに経過した日数（取扱いの当日は含めない）を差引いた残余の日数とする。ただし、乗車券類変更の取扱いをする場合は、第 1 5 4 条に規定する日数とする。 (中 略) (手回り品及び持込禁制品) 第 3 0 7 条 旅客は第 3 0 8 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。 (1) 別表第 2 号にあげるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼす恐れがあるもの。 (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く） (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用する恐れがないと認められるもの及び懐炉を除く。） (4) 死体 (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな類及び魚介類で容器に入れたもの、第 3 0 8 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬又は同条第 4 項に規定する小動物を除く。） (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかける恐れがあるもの。 (7) 車両を破損する恐れがあるもの。 (注) 別表第 2 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。 2 前項ただし書第 1 号又は第 2 号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保

改 定	現 行
安上の理由により、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容の点検をすることがある。 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。 4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第1項第1号ア、イ及びウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。 5 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。 6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。 <u>（危険品の適用除外の物品）</u> 第307条の2 <u>危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。</u> <u>（注）揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。</u> （無料手回り品） 第308条 旅客は、携帯できる物品であって、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さは2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。 2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車については、解体して専用の袋に収納したものに限り、無料で車内に持ち込むことができる。 3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。 （1）身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。 （2）道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。 4 旅客は、子犬・猫・はと又はこれ等に類する小動物（猛獣及びへびの類を除く）であって、次の各号に該当するものは、無料で車内に持ち込むことができる。 （1）他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの。 （2）専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの。 （注）旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバック、ショルダーバック等は、本条の個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。 （中 略） （持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置） 第312条 旅客が、<u>第307条第1項ただし書の規定によって車内に持ち込むことのできない物品、または第308条の規定による持込制限を超える物品を、係員の承諾を受けず車内に持ち込んだときは、その物品及び旅客を最近の駅に下車させ、乗車券は、第165条の規定により、その後の乗車については無効として回収する。</u> （中 略） （一時預りの取扱駅・取扱範囲及び取扱時間） 第317条 旅客の携帯品は、駅（一部の駅を除く。）において、一時預りの取扱いをする。ただし、次の各号の1に該当する物品については、一時預りの取扱いをしない。 （1）1個の長さが2メートル（運動用具・つり道具及び天幕生活用品を除く。）を超えるもの （2）1個の最小の立方体の長さ、幅及び高さの和が2メートルを超えるもの （3）1個の重量が30キログラムを超えるもの （4）他の物品を汚染するおそれがあるもの （5）臭気を発するもの又は不潔なもの	安上の理由により、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容の点検をすることがある。 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。 4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第1項第1号ア、イ及びウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。 5 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。 6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。 第307条の2 <u>新 設</u> （無料手回り品） 第308条 旅客は、携帯できる物品であって、列車等の状況により、運輸上支障を生ずる恐れがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さは2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。 2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車については、解体して専用の袋に収納したものに限り、無料で車内に持ち込むことができる。 3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずる恐れがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。 （1）身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。 （2）道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。 4 旅客は、子犬・猫・はと又はこれ等に類する小動物（猛獣及びへびの類を除く）であって、次の各号に該当するものは、無料で車内に持ち込むことができる。 （1）他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの。 （2）専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの。 （注）旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバック、ショルダーバック等は、本条の個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。 （中 略） （持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置） 第312条 旅客が第307条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品を車内に持ち込んだ場合は旅客を最近の駅に下車させる。 （中 略） （一時預りの取扱駅・取扱範囲及び取扱時間） 第317条 旅客の携帯品は、駅（一部の駅を除く。）において、一時預りの取扱いをする。ただし、次の各号の1に該当する物品については、一時預りの取扱いをしない。 （1）1個の長さが2メートル（運動用具・つり道具及び天幕生活用品を除く。）を超えるもの （2）1個の最小の立方体の長さ、幅及び高さの和が2メートルを超えるもの （3）1個の重量が30キログラムを超えるもの （4）他の物品を汚染する恐れがあるもの （5）臭気を発するもの又は不潔なもの

改 定	現 行
(6) 腐敗又は変質しやすいもの (7) 荷造りが不完全なもの (8) 危険品 (別表第2号) (9) 貴重品 (10) 動物 (11) 死体 2 削 除 2 一時預りの取扱時間は営業時間中とする。 (中 略) 別表第2号 省 略 (以下略)	(6) 腐敗又は変質しやすいもの (7) 荷造りが不完全なもの (8) 危険品 (別表2号) (9) 貴重品 (10) 動物 (11) 死体 2 削 除 3 一時預りの取扱時間は営業時間中とする。 (中 略) 別表2号 省 略 (以下略)

附則
この規則は、2025年4月1日より実施する。